

総括調査票

調査事業名 (17) 障害福祉サービス等(障害児通所支援)

②調査の視点

2. 市町村における支給決定の状況

利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異が生じていないか、検証を行った。

【調査対象年度】
令和元年度
(令和元年10月において有効な支給決定)

【調査対象先数】
・政令指定都市、中核市
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村(特別区含む)

調査対象先数：474箇所
回答数：471箇所
回答率：99.4%

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定の状況

(1) 市町村における支給決定の考え方

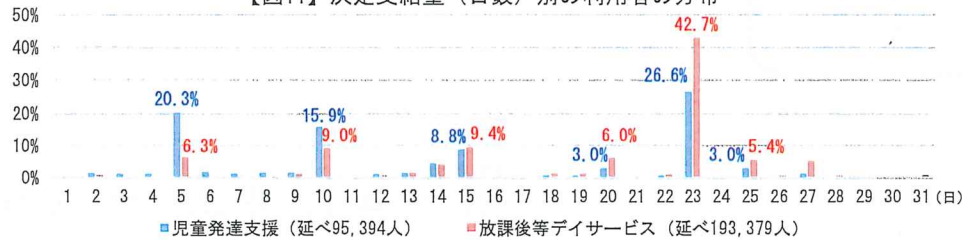
障害児通所支援の支給決定に当たっては、市町村が利用者ごとに適切な1月当たりの利用必要日数(支給量)を定めることとされているが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、支給量の上限は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数とされている。(平成28年3月7日厚生労働省通知)

(注)ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の上限日数を超えて利用することが可能。

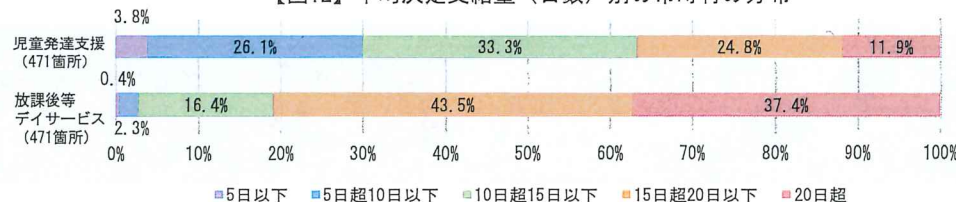
(2) 利用者別・市町村別の決定支給量

- ・利用者ごとの1月当たりの決定支給量は、原則の上限日数である23日の割合が高くなってきている。特に、放課後等デイサービスについては、決定支給量が23日である利用者が4割超となっており、高い割合を占めている。【図11】
- ・市町村別の平均決定支給量について、大きな地域差が見られる。例えば、放課後等デイサービスについては、平均決定支給量が15日以下の市町村が約2割存在する一方で、20日超である市町村が約4割となっており、市町村ごとに大きなバラツキがある。また、全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村が一定程度存在していることから、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性がある。【図12、表3】

【図11】 決定支給量(日数)別の利用者の分布



【図12】 平均決定支給量(日数)別の市町村の分布



【表3】 全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村

	児童発達支援 (471箇所)	放課後等デイサービス (471箇所)
100%以上の市町村	15箇所 (3.2%)	17箇所 (3.6%)
90%以上の市町村	28箇所 (5.9%)	63箇所 (13.4%)
80%以上の市町村	47箇所 (10.0%)	101箇所 (21.4%)
70%以上の市町村	65箇所 (13.8%)	168箇所 (35.7%)

※箇所数は累積値